

## 鹿沼市長賞の授与に関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、本市における教育、文化、芸術、スポーツ、産業、福祉等の振興を図るため、各種団体が主催する競技大会、コンクール等（以下「大会等」という。）に対する鹿沼市長賞（以下「市長賞」という。）の授与に関し必要な事項を定めるものとする。

### (授与の基準)

第2条 市長賞は、大会等の内容が次のいずれかに該当すると認めるものに授与する。

- (1) 公益性が高く、かつ、市の施策に沿うものであって、公共の福祉に寄与するもの
- (2) その他市政の発展に寄与するもの

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当すると認められるものについては、市長賞の授与は行わない。

- (1) 営利又は商業宣伝を目的とするもの
- (2) 特定の思想、宗教又は政治活動に関するもの
- (3) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (4) その他市長が不適当と認めるもの

### (申請)

第3条 市長賞の授与を受けようとする大会等の主催者は、市長賞授与承認申請書（様式第1号）に、大会等の概要を示す書類等を添付して市長に提出しなければならない。

### (承認)

第4条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、第2条第1項各号のいずれかに該当するものと認めた場合は、市長賞の授与を承認するものとする。

### (賞状の交付)

第5条 前条の規定により市長賞の授与の承認を受けた大会等（以下「授与承認大会等」という。）の主催者は、市長賞として贈呈する賞状を作成し、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により賞状の提出があつた場合には、内容を確認し、適当と認めるときは、鹿沼市公印規則（昭和36年鹿沼市規則第4号）別表第1に定める市長印を押印し、授与承認大会等の主催者に交付するものとする。

3 前項の規定により賞状の交付を受けた授与承認大会等の主催者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに賞状を市長に返還しなければならない。

- (1) 授与承認大会等を実施しなかつたとき。
- (2) 授与承認大会等において賞状を交付しなかつたとき。
- (3) 第8条第1項の規定により承認を取り消されたとき。

### (賞品等の不授与)

第6条 市長は、授与承認大会等に対し、賞品等の金品の授与を行わないものとする。

(承認後の内容変更)

第7条 授与大会等の主催者は、第4条の規定による承認を受けた後において、授与承認大会等の内容について重要な変更が生じた場合には、速やかに市長に報告しなければならない。

(承認の取消し)

第8条 市長は、授与承認大会等又はその主催者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その承認を取り消すことができる。

(1) 虚偽の申請により承認を受けたとき。

(2) 第2条第2項各号に規定する大会等に該当すると認められるとき。

2 前項の規定による承認の取消しによって大会等の主催者が被った損害については、市は賠償の責を負わない。

(報告)

第9条 授与承認大会等の主催者は、授与承認大会等の終了後、その結果について速やかに市長に報告しなければならない。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年12月10日から施行する。